

キャンセル料条項についての考え方についての意見

山下純司

1. はじめに

消費者契約法 9 条 1 項 1 号は、以下の定めのある消費者契約の条項について、その定める部分について無効とすることを定めている。

一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

本検討会では、この条文が定める、「平均的な損害の額」（以下、「平均的損害額」という。）という基準の見直しが論点の一つとなっており、事務局からは試案として、A 案と B 案という 2 案が示されている。

これに対して私は、A 案と B 案とを組み合わせた以下のような案を提示したい。この案には、事業者側にも消費者側にもメリットがあると考えからである。

2. 改正提案

私案は、次のような趣旨の条文を提案するものである。

- 1 消費者契約の解約料条項について、平均的損害額を超えない部分は有効とする。ただし、以下の各項目に該当する部分は、平均的損害額を超えないものと推定する。
- i) 契約の解除後に目的物又は権利が返還される場合
目的物の使用料または権利の行使により得られる利益の価額として相当な部分
 - ii) 契約の解除後に目的物または権利が返還されない場合
目的物または権利の販売価格として相当な部分
 - iii) 役務の提供を目的とする契約の解除が役務の提供の開始後である場合
提供された役務の対価として相当な部分
 - iv) 契約の解除が、目的物の引渡しもしくは権利の移転または役務提供の開始前である場合
契約の締結及び履行のための費用として相当な部分
 - v) その他政令で定めるもの

政令で定める部分

2 同一の消費者契約に複数の解約料条項を設けた場合において、そのうち1つの条項の解約料の額が平均的損害額を超えないことを証明した事業者は、その解約料条項以外の解約料条項について、当該証明のされた解約料条項と同等の条件を消費者に提供するものであることをもって、前項の証明に代えることができる。

3. 簡単な趣旨説明

条項1がB案、条項2がA案を基礎に置くものである。

条項1本文で、現行法が、「平均的な損害の額を超えるもの」については、「当該超える部分」を無効としているのに対して、「平均的損害額を超えない部分は有効」とすることで、**平均的損害額を超えていないことの立証責任を事業者側に課すことを原則**としている。ただし以下でみるように、解約料を請求する理由の説明が容易な解約料条項については、その有効性を争う消費者側に立証責任が転換されるので、実際には、**理由の説明が難しい解約料条項のみ事業者側に立証責任を課す趣旨**である。

条項1ただし書以下で、「以下の各項目に該当する部分は、平均的損害額を超えないものと推定」されるため、これらの項目に該当する解約料については、消費者側からその額が「相当な部分」を超えることを立証されない限り、平均的損害額の範囲内であるとして、解約料条項に基づき請求することが可能になる。項目を列举することで、**事業者側に有効な解約料条項の具体例を提供しつつ、「相当な部分」を超えていることの立証責任を消費者側に課すことで、そうした条項が無効であることの立証責任は消費者側に課す趣旨**である。

条項1 v) は、解約料条項のうち「その他政令で定めるもの」について「政令で定める部分」の有効性を推定する。政令を用いるのは、**有効な解約料条項の具体例を柔軟かつ適切に拡大していくため**である（柔軟性という観点からは、政令ではなく、省令に委ねる可能性も検討に値する）。さまざまな消費者契約があるところ、業態ごとに、ここまでは請求できてよいという解約料の定め方があると思われる。有効な解約料条項の具体例を類型化して定めていくことで、**事業者にとっては、紛争になりにくい解約料条項の定め方が明らかになるメリット**がある。なお、このような具体例を定める際は、事業者消費者双方の意見を聴くほか、競争法的な配慮も必要であり、**官民協議会を設置して議論することが望ましい**と思われる。

条項 2 は、「同一の消費者契約に複数の解約料条項を設けた場合」は「そのうち 1 つの条項の解約料の額が平均的損害額を超えないことを証明」すると、「当該証明のされた解約料条項と同等の条件を消費者に提供する」解約料条項についての証明が免除されることを定め、いわゆる**価格差別を目的とした解約料条項について、平均的損害額を超えないことの簡易な証明方法を追加するものである**。なお、「同等の条件」の判断方法については、事務局から「消費者による選択の実績があること」および「消費者が複数の選択肢から選択できるよう適時・適切な情報提供がなされていること」といった具体的な基準が示されているが、これに限るものではなく、関係各位の創意工夫によって基準の多様化・明確化を図っていくべきと考える。